「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「不用品回収のネット広告で、「１．５トントラックに積み放題３万９８００円」とあったため、回収を申し込んだ。作業当日、積み込み後に事業者から領収書へのサインを求められ、金額を確認すると、約６５万円だった。不用品を運び出してもらわないと困るので、やむを得ずサインをしたが、作業前に金額について説明を受けておらず、支払いたくない。」

・ネット広告やチラシに記載された料金のとおりとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。

・荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合もありますが、作業前に、支払う見込み額を確認することが大切です。

・不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８　※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

　ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓